

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）における表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 理学療法を通じた学術研究及び公益事業に著しい貢献のあった者
- (2) 理学療法の啓発、普及に著しい貢献のあった者
- (3) 長年にわたり理学療法業務に携わった者
- (4) その他、理学療法の発展に大きく寄与したと認められる者

(種類)

第3条 表彰の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 学術賞
本会在籍中に、著書・論文・学会演題を10編以上発表し、学術・研究において著しく功績のあった者
- (2) 功績賞
50歳以上であって、通算20年以上本会会員として在籍し、この間、理学療法に従事していた者
- (3) 功労賞
40歳以上であって、局長・部長・委員長として10年以上にわたり本会又は日本理学療法士協会の活動に貢献した者及びこれに準ずる者
- (4) 感謝状
長年にわたり本会の活動に寄与した者及び会員以外で本会の活動や理学療法の発展に優れた業績のあった個人・団体

(表彰の制限)

第4条 上位表彰を受けた者は、この規程に定める表彰に該当しないものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、会員以外の一般住民等を受賞対象とするものを除き、原則として賞状を授与するものとする。

(受賞者の選考及び決定)

第6条 表彰は、表彰委員会が受賞対象者を調査・検討の上、理事会に報告し、理事会が受賞者を決定する。ただし、本会から独立した第三者機関が審査した場合はこの限りでない。

(表彰式)

第7条 理事会の決定に基づき、会長は表彰式を挙げる。

2 表彰式は原則として定時総会の際に行う。ただし、理事会の決議により日時を定めたときはこれによる。

(委任)

第8条 この規程で定められていない事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、平成13年2月24日より施行する。
2. この規程は、平成19年3月25日一部改正により施行する。
3. この規程は、平成24年4月19日一部改正により施行する。
4. この規程は、平成25年6月30日改正により施行する。
5. この規程は、平成27年5月15日理事会により決議し、定款細則廃止の日から施行する。